

第80回(令和7年度第2回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和7年7月31日(木) 9時30分～10時45分

2 場所 カナモトホール(札幌市民ホール)第1会議室

3 議題

諮問事項の審議

【諮問第151号】市長(総務局行政部行政情報課)

- ・ 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項について

- ・ その他情報公開に関して審議が必要な事項について

4 出席者

(1) 委員(五十音順)

小倉 一志	金子 長雄	川久保 寛	津田 智成
徳満 直亮	光崎 聡	南 弘征	吉田 陽子

(2) 市の機関(諮問機関)及び事務局

総務局長	中澤
総務局行政部長	永澤
総務局行政部行政情報課長	長尾
総務局行政部行政情報課情報公開担当係長	中山
総務局行政部行政情報課個人情報担当係	田村、平山

5 議事の概要

(1) 開会

(2) 諮問事項の審議

【諮問第151号】市長(総務局行政部行政情報課)

- ・ 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項について

- ・ その他情報公開に関して審議が必要な事項について

○ 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。

○ 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

他都市での条例改正後の改善状況

- ・ 他都市での条例改正後の改善状況などは把握しているか。

→ 大田区では平成17年に改正したが、適用したのは1件。一宮市は改正後適用なし。ただし、不正な請求は認めないという市のスタンスを明確にするという点で意味があるほか、大量請求や包括請求に際し、絞込みを依頼する根拠の一つにもなっている模様。

- ・ 条例改正だけでなく、どのような場合に拒否を行うのか明確にすることが不適正な請求の抑止につながるのではないか。その点のアプローチについても議論が必要。

→ 条例が改正された場合には周知を図っていく。

カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）の認定

- ・ 「札幌市カスタマーハラスメント対策基本方針（以下「基本方針」という。）」は条例の性質を持っているわけではなく、方針とした定めたものなのか。

→ 方針として定めたものである。

- ・ 札幌市カスタマーハラスメント対策基本方針によるカスハラ認定はどのように行うのか。

→ 基本的には各課の課長が判断し口頭で行う。

- ・ カスハラは実務上大きな問題だが、基本方針レベルの規定によるカスハラ認定を根拠に、条例上の権利を制限するのであれば、均衡がとれているのか気になる。

目的違反請求又はカスハラ請求であることが公開決定等の後に明らかになった場合

- ・ 目的違反請求又はカスハラ請求であることが公開決定等の後に明らかになった場合に関して他自治体で類似の規定例はあるか。

→ 確認した限り事例はない。

- ・ 請求拒否について請求者は事後的に争うことはできるのか。

→ 審査請求や訴訟を行うことができる。

目的違反やカスハラ請求を判断する人

- ・ 目的違反やカスハラ請求などは対応した職員個人が判断することなのか。

→ 請求者の言動について客観的な証拠となる記録を積み上げ、その上で職員個人ではなく組織として拒否するかどうか決定を行う。

カスハラ行為と公開請求の関連性

- ・ 基本方針に警察を呼ぶといった対応例が紹介されているが、なにを根拠に警察を呼ぶのか。

→ 退去を命じても事務室内に居座り続ける場合は不退去、職員に暴力をふるった場合は暴行等を理由に警察を呼ぶ。

- ・ 対応を中止することと、今回、提案されている「カスハラの一環としての公開請求（カスハラ請求）」とはどう関連するのか。

→ 基本方針により対応中止した請求者が情報公開制度を利用してカスハラ行為を行おうとすることを防ぐことが今回の改正の趣旨である。

- ・ カスハラと公開請求のどちらをやめさせたいのか。

→ 市の方針としてカスハラをやめさせたいということは大きいですが、関連して、公開請求をカスハラの一つの手段として使うことをやめさせたいということが今回の条例改正の趣旨である。

改正条例の中でのカスハラ定義

- ・ 改正後の条例に暴行や脅迫、執拗な言動などのカスハラ具体的な類型まで記載する想定なのか。

- 未定ではあるが、カスハラ具体的な類型は条文ではなく解釈・運用などに記載し、カスハラ定義については条例で規定すること想定している。
- ・ 条例案について当審議会で答申するのか
- 基本的には審議会では検討項目の是非をご審議いただき、具体的な規定は答申に沿って市で調整する想定である。

事務処理が長期化する理由

- ・ 不適正な請求の処理に長時間かかっているとのことだが、具体的にはどの部分に時間がかかるのか。
- 不適正な請求は、請求内容が大量かつ包括的になりやすいので、文書の特定や絞り込みなどの調整に時間がかかるほか、請求者が絞り込みに応じなかった場合は、公開・非公開の判断や作業に時間を要する。
- ・ 条例改正により、調整時間の削減を目指すのか、それとも、公開・非公開の判断や作業の時間の削減を目指すのか。
- 今回は文書を特定せずに目的違反請求等を拒否することになるので、結論としてどちらも削減されることとなる。不正な目的やカスハラに関係した請求であると判断するまでに時間がかかる場合には結果として拒否決定までに時間がかかってしまう可能性はある。

公開請求を拒否する判断主体

- ・ 請求を拒否するかどうかは誰が判断するのか。
- 基本的には文書を所管する課が判断する。請求が同時に多数の課にまたがる場合は市総体として判断することもあるが、決定自体は課それぞれで複数の決定を行う。公開請求を拒否する場合に限らず、公開請求については文書を所管する各課が判断し、行政情報課で合議を行っている。基本的に請求拒否も同じように手続を行う。

裁判例や他自治体の事例

- ・ 基本的に、条例で拒否する規定を明文化することに賛成である。
- ・ 裁判例では文書の特定という観点から、札幌市では札幌市情報公開条例第6条に相当する規定から形式的不備による却下が認められていた。条例改正は、既存の規定で対応できる事案も含め明確化することになるのか。
- お見込みのとおりである。特定性という観点では曖昧な事例も多い。
- ・ 資料の裁判例は、権利濫用が認められた事例のみ選ばれているが、認められていない事例があるのなら、それも紹介してほしい。
- ・ 大田区の条例では審議会での議を経て拒否となっている。恣意的な運用を防ぐという意味で、拒否に該当するかどうか微妙なケースでは任意で審議会に諮問できるというような規定もあるとよいのではないか。そのような事例がないか、また、事後的な検証を行っているか、調べて次回、示してほしい。

審議会への諮問規定

- ・ 行政コストを抑えつつ恣意的な運用を防ぐため、3年おきなど審議会に拒否事案を報告し検証するといった制度があるとよいと感じている。

公開請求時の手数料

- ・ 情報公開請求で手数料を徴収する事例はないのか。手数料があると、嫌がらせのような請求はなくなるのではないか。
- 国では徴収している。札幌市も過去に手数料を徴収していたが、請求者の利便性や他都市の状況を踏まえ手数料を廃止した。それを再度徴収するというのは市民理解が得にくいと考えられる。また、本件は、著しく不適正な事案に対応するものだが、手数料を徴収することとなると、適正な請求をしている一般の市民にも影響が及ぶことになる。

条例改正の想定案

- ・ 審議会での議論は諮問の是非を判断することで、条例の規定については議論しないのか。請求の拒否の根拠がどのようなものかの情報がない中で是非を判断するのは難しい。想定段階の規定案を示してほしい。
- 次回、想定案をお示しすることは可能である。

一般的な公開請求の処理時間等

- ・ 皆さんに情報公開のイメージをもってもらいたいため、情報公開の処理の具体的な流れや大まかな処理時間が分かる資料を作成してほしい。
- モデルケースとして公開請求の流れが分かる資料を作成し、次回お示しする。

○ 審議の結果、継続審議を行うこととなった。

(3) 閉会